

平成18年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成18年3月9日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日目）

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議第 1 号 | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議第 2 号 | 竜王町国民保護協議会条例 |
| 日程第 3 | 議第 3 号 | 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例 |
| 日程第 4 | 議第 4 号 | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 5 号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第 6 号 | 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 7 号 | 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 8 号 | 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例 |
| 日程第 9 | 議第 9 号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議第 10 号 | 竜王町敬老祝金条例 |
| 日程第 11 | 議第 11 号 | 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例 |
| 日程第 12 | 議第 12 号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議第 13 号 | 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議第 14 号 | 竜王町町民グラウンドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 15 | 議第 15 号 | 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 16 | 議第 16 号 | 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議第 17 号 | 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |

- 日程第 1 8 議第 1 8 号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議第 1 9 号 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議第 2 0 号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議第 2 1 号 竜王町田園空間博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議第 2 2 号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議第 2 3 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議第 2 4 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議第 2 5 号 平成 1 7 年度竜王町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 2 6 議第 2 6 号 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 7 議第 2 7 号 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 8 議第 2 8 号 平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議第 2 9 号 平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 0 議第 3 0 号 平成 1 7 年度竜王町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 1 議第 3 1 号 平成 1 8 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 3 2 議第 3 2 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 3 3 議第 3 3 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 予算
- 日程第 3 4 議第 3 4 号 平成 1 8 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議第 3 5 号 平成 1 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議第 3 6 号 平成 1 8 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議第 3 7 号 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議第 3 8 号 平成 1 8 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算

- 日程第 3 9 議第 3 9 号 平成 1 8 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議第 4 0 号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について
- 日程第 4 1 議第 4 1 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 4 2 議第 4 2 号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	5番	近藤重男
6番	圖司重夫	7番	若井敏子
8番	竹山兵司	9番	辻川芳治
10番	岡山富男	11番	西隆
12番	山田義明	13番	中島正己

3 会議に欠席した議員（1名）

4番 村井幸夫

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	教育長	岩井實成
総務政策主監	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	三崎和男	政策推進課長兼 企業誘致推進室長	小西久次
総務課長	北川治郎	生活安全課長	青木進
住民税務課長	杼木博子	福祉課長	久野まさ枝
健康推進課長	布施九蔵	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	三井せつ子
建設水道課長	松村佐吉	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松浦つや子

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 川部治夫 書記 古株治美

開議 午後1時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第1 議第1号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議第1号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第1 議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議第 2号 竜王町国民保護協議会条例

日程第 3 議第 3号 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例

○議長（中島正己） 日程第2 議第2号および日程第3 議第3号の2議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第2号、竜王町国民保護協議会条例と議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例について、どちらにも関連する質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今回の条例提案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、議会に提案されたものであると認識しています。

まず第1点目に、この条例と憲法との整合性の問題について質問をいたします。私は、日本有事の備えというのは、日本国憲法が示していると考えています。憲法は、戦前の侵略戦争の反省から、日本の平和と安全は平和を愛する諸国民の更正と信義に信頼して勝ち取ると宣言し、第9条では戦争を放棄しています。国際協調と平和の外交で日本の平和と安全を守ることを宣言しているのが憲法であります。戦争は、正義の延長であって、ある日突然、戦争がやってくるというものではありません。戦争をしなくてもよい政治を進めることこそ、政治に携わる者の一番大事な使命であると考えています。この点での町長のご所見をお伺いします。

2点目に、外部からの万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害の時に、政府や地方自治体が国民、竜王町で言えば町民の保護にあたらなければならないのは当然のことです。しかし、この有事法制における国民保護計画というのは、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものと認識しています。この点でのご所見をお伺いしたいのですが、まず、「有事」という状況について具体的なイメージをお示しいただきたいと思います。

3点目に、この2番目の質問とも関連するのですが、想定される有事に備えて、竜王町の町民を守る計画をつくるというわけですが、ただ避難の計画だけではないと認識しています。どんな計画を立てることになっているのか。計画そのものの内容に触れてご説明をいただきたいと思います。

私は、戦争の経験はありません。けれども、今想定されている有事という事態が起こった時、その総指揮は自衛隊なのか米軍なのかわかりませんが、そういう本部部隊がどういう行動をとるか。いちいち私たち住民に知らせて行動するということがあり得ないのは自明の事実です。交通も通信も、有事体制になれば、何を知ることでもできなくなってしまう。そういうことは軍事機密で、恐らく明らかにされないとしますし、事実、国会でも政府はそうのように答弁しているのですが、そういう周りの状況や本部がどういう計画をしているのかがわからないまま国民保護計画をつくるというのは、架空の計画に過ぎないのではないかと。どんなことが起こっても、町民の命と財産を守る計画をつくる自信が町長にはおありなのか。このことについてお伺いをしたいと思います。

4点目に、よく議論される話の中で、「そんなことを言っても万が一ということがあるじゃないか。そういう時にどうするのだ」という話があります。まるで現在の日本には、有事に備える体制がないかのような議論が出てくるのが、この

種の話し合いの時にはよくみかけることです。

自衛隊法の76条「防衛出動」は、外部からの武力攻撃に対して、内閣総理大臣が自衛隊の出動を命じ、その際、武力の行使、防衛出動時における物資の収容等も定めています。自衛隊法で有事への備えはできます。私は国民保護、竜王で言えば竜王の町民の生命と財産を守る道は、戦争そのものをさせない、憲法に従って、平和への備えを通じて日本が戦争に巻き込まれないようにする。そのためにも、我々政治家の役割は大きいと考えています。町長も、政治家の一人としてそういう意気込みで日々ご活躍いただいているのではないかと思いますけれども、この点についてのご所見を伺います。以上4点、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） ただいま若井敏子議員さんから、国民保護協議会条例、また対策本部の条例につきまして4点の質問をいただきました。生活安全課、担当としてお答えする部分につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず、質問の中で第2点目でございますが、国民保護協議会、国民保護計画の「有事」のイメージをどのようにしているのかというご質問でございます。「有事」につきましては、先に申し上げましたように、決して戦争を前提にしているわけではございませんでして、いろいろな海外等からの武力攻撃等を想定しての内容でございます。

「有事」のイメージといたしましては、まず1つ目でございますけれども、弾道ミサイル等攻撃の場合という有事が想定されます。これにつきましては、日本国以外から弾道ミサイルの攻撃があった場合、どのように避難をするかというようなことを国民保護計画の中で定めるというようになっております。

それから、2点目でございますけれども、ゲリラ、いわゆる特殊部隊による攻撃の場合というのも想定をされております。さらに3点目では、NBCによる攻撃、これは化学兵器でございますが、原子力あるいはサリン等のそういったもの、さらには化学兵器による攻撃が想定されております。さらには、着上陸侵攻の場合ということで、具体的に日本に上陸して攻撃する場合と、大きくはこういう4点のイメージがされておるところでございます。

提案理由でも申し上げましたように、決してそういった有事の場合にそういうことの想定を背景としていろいろな国民保護計画の中で定めていくというようになっておるわけでございます。

それから、国民保護計画の計画の内容をどのように定めるのかというご質問で

ございます。当然、提案理由の中でも申し上げましたように、国民保護に関する仕組みがございまして、国は国としての役割、県は県としての役割、市町村は市町村としての役割があるわけでございます。国の対策本部の本部長は内閣総理大臣でございまして、保護に関する仕組みは避難と救援と武力攻撃の災害への対処というような3つの仕組みからなっております。

当然のことながら、避難につきましても国の対策本部の内閣総理大臣から警報の発令がございまして、それを受けて滋賀県知事は各市町村へ通知をします。市町村では、いわゆる警報の伝達・避難指示の伝達等、あるいは避難住民の誘導を行うというような内容でございます。

また、救護につきましては、当然、救援につきましては救援の指示は国から出ますし、救援そのものの活動は県が行いますし、また市町村では救援に協力するという内容でございます。

それから、災害の対応でございますけれども、災害につきましても当然、対処の指示が国から来まして、それを県が受けて、各市町村が住民の皆さんの安全を確保する行動を行うというようになっております。当然この情報につきましては、先ほど機密的とかいうお話もございましたけれども、この国民保護計画では、そういった情報は速やかに国・県・市町村を通じて住民の皆さんにお伝えをするという仕組みになっております。当然、テレビあるいはラジオ、あるいは衛生通信のネットワーク、各市町村にございます同報系防災行政無線等を通じまして、瞬時に住民の皆さんにお伝えをするという内容でございます。

この国民保護計画につきましては、既に消防庁の方から平成18年1月にこの国民保護モデル計画、あるいは市町村でされます避難実施要領の作成のマニュアル等につきましては、消防庁の方から既に各市町の方へ流れておりまして、それに基づきまして国民保護計画を策定するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、「有事」のイメージならびに保護計画の内容につきましてのお答えといたします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま若井敏子議員から、国民保護法に関連する問題について、ご質問をいただきました。

第2号につきましては、国民保護協議会条例に定められます、近年、日本海における不審船の出没や、世界中に多方面にわたり大規模なテロが発生しておるといようなことで、非常に国民が安心・安全で暮らせるということには非常に厳

しい社会情勢でもございます。

こういった情勢の中で、この保護法が定められておるものでございますが、国家の緊急事態に対するこの体制を整えることが、大変重要なこととなっておりますようにも聞いております。

このことを踏まえまして、国の方では平成15年6月に、武力攻撃事態等における我が国の平和を。これは、この保護政策につきましては、市町村にはそういう事態は発生してはなりませんけれど、これは当然、各市町において国の指導のもとに住民の生命・財産を守るということは当然義務があると思っております。このことにおいて、私は当然のことながら、いつも申しております安全で安心なまちづくりに取り組むというところになってこようかと思っております。

そして、次に万が一その事態が発生した場合はどうかというようなことでございますが、これは当然同じことが申せると思います。どのようなことがあっても、これは国の指導をいただきながら、町の長が指揮をし、町民の安全を守っていくということは当然の義務であるので、これは当然、我々としては守っていくべきことであると思っております。

当然、憲法第9条には、日本の国は戦争を放棄するということがうたわれております。このようなことで、テロ問題とは別の問題でございます。

自衛隊法に基づいてでございますが、当然これも法に決まっておるところでございますので、これに基づいて町としてもその指導に従い、その安全性を守っていくということが町の義務であると思えます。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議長、これはだめですよ。質問に全く答えてもらってないですよ。

どんな質問なのかやはりチェックしてもらって、きちんと当局が答えるようにしてもらわなかったら、何遍でもここへ立って来なければならないし、立ってこられないのですから、私は。答えてもらうように議長の方で議事を進行してください。

何か、全く答えないで、何か言って帰ったらそれでいいというふうに思ってもらったら困るのですよ。一番最初に言ったのは、憲法をどう認識しているのかという問題なのです。憲法は戦争放棄しているのです。ところが今、青木課長から説明があった「有事」という事態は、もうまさに戦争そのものではないですか。課長は戦争ではないと言っておられるのですけれども、そうではないですよ。あ

のあげられた4つというのは、まさに戦争そのものの様相ではないですか。戦争ではないと言いながら、戦争そのものの状況を想定して「有事」というのはつくられてきているのですよ。そういう事態になる以前に、私たちがやらなければならないことがあるのではないかと。4番目に言ったには、「政治家としてあなたはどう思っているのか」という話なのです。だから、それはきっちりどれも答えてもらわないといけないと思うのです。

町民の生命や財産を守ると言って、町長は戦争経験があるではないですか。戦争という事態になって、本当に命や財産を守るというようなことができましたか、あの時。今想定されている問題も、できないのですよ。だから、戦争にならないようにしなければいけないというのが私の認識なのです。

先ほど「住民の避難計画」とおっしゃいました。この国民保護法が出てから、島根県の東部の方で、2万6,000人の住民を移動させる、避難させるのというシミュレーションをされたのです。それで、兵庫県まで避難するのに、バスでその住民を運ぶのに、11日かかったのだそうです。11日かかるというシミュレーションの結果が出たそうです。これがどの範囲で戦争というの起こるのかわからないですけれども、竜王の住民はその半分ぐらいですから、もう少し少ない日数でいくのかもしれないですけれども、移動させるだけでも大変なのです。そんな計画をするわけですから、この計画を竜王町で立案することが、担当課長は「マニュアルがあって、それに基づいてやるのだ」と言われるから、楽な仕事をされているのだと思うのですけれども、本当に竜王の住民を安心して被害に遭わせないような計画ができるのかと言え、できるわけないですよ。情報はいくらかでも入ってくると言われますけれども、情報が入ってきましたか、あの当時。情報なんて全く遮断されたではないですか。私たちに入ってくる情報は相手にも入るからということで、止めるわけですよ。

先ほどの質問にも答えてもらってないですけれども、国民保護計画というのは、ただ単なる災害救助とか住民の避難計画とは違うのです、有事の避難というのは。通信網も管制されますし、交通規制もされるでしょう。交通機関も、例えば放送局なども全部、管制官に指揮されてしまうわけではないですか。そんな中で、「有事」という想定そのものが非常に非現実的だということで、どこの市町村でも、こんな非現実的な計画を立てるのはどうだという話があるのですが、

○議長（中島正己） 質問をしてください。討論ではないですから。

○7番（若井敏子） 質問に答えてもらえないから言っているのです。

○議長（中島正己） 具体的に質問をしてください。

○7番（若井敏子） 議長は、議員に対してではなくて、当局が答えているかどうかをチェックするのが議長の責任なのです。議長は当局が答えてないことにきっちり判断をしてから、私に言ってください。こちらは議員なんですから、あなたは議長で私は議員なんですから。

○議長（中島正己） 答えておられますから。

○7番（若井敏子） それなら、まず私がこの質問をするまでに、先にすべてのことに答えてもらってからにしますか。今の2回目のここへ立ったことを全部取り消して、答えがない部分についてきちんと答えてもらうということにしてくださいませか。

○議長（中島正己） 質問に答えておられますから、それでよろしいと思います。

○7番（若井敏子） 答えておられないのですよ。議長はメモしていますか。

○議長（中島正己） その部分を言いなさいよ。

○7番（若井敏子） なぜ言うのですか。1回目質問したのに。1回目質問していることに答えてもらってないということ、議長はメモしておかなければだめではないですか。答えているかどうかをきちんと判断するのは議長なんです。私に発言を止めるようなことを言うのではなくて、町長がきちんと答えるように指示するのは議長の仕事です。

続きますと、そんな有事が起こった時に、町民を本当に守り得る計画が、この保護計画の中でできるのかどうかという、そのことに自信を持っているのかなのですよ。そんなことはできるわけがないのです。それをつくろうとしているのです、あなたは。私はこの計画そのもの、この2つの条例をつくろうとしていることすべてに反対しています。だから、それよりも何よりも、憲法を守って戦争のない世の中をつくるために、政治家として努力することが大事なんだということをおっしゃっているのです。そのことについてのご所見と、併せてお答えいただけない点についてもお答えください。お願いします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員の質問にお答えさせていただきますが、答えになっていないということでございます。

私は、憲法問題は当然守るべき問題であるし、今、戦争のお話をされました。こんな時には我々地方の末端が守りきれぬものではありません。先ほど申しましたように、これは国からの指導もあり、そういう立場の中でないと、先ほどおっ

しゃった、「戦争」という言葉を使われました。私は非常にこのことで残念なように思います。戦争を忘れるような時期になってきておりますが、代わるこのテロ問題が世界的にはびこっているということで、国民を守っていかうという国の法律を定められておるということに、私はこれも同時に考えていかなければいけないという思いでございます。

これは大事な問題でございますので、戦争をしようというようなことを考えているというようなことは、如何なものかと思えます。国民を保護するということが、守り切れないから、国の方でご指導いただくということで、これは当然、そういう事態から守っていかなければいけない、これは当然この上にはある。これは末端の町の責任であると思えます。だから、この保護法を守っていききたいということでございます。

○議長（中島正己） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本件は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） 異議なしと認めます。よって、日程第2 議第2号および日程第3 議第3号の2議案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 4 議第 4号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**日程第 5 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**日程第 6 議第 6号 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第4 議第4号から日程第6 議第6号までの3議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思えますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） 異議なしと認めます。よって日程第4 議第4号から日程第6 議第6号までの3議案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会議中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 7 議第 7号 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第7 議第7号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第7号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第7 議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 8 議第 8号 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例**

○議長（中島正己） 日程第8 議第8号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 議第8号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 9 議第 9号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第9 議第9号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第9 議第9号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第9 議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第10 議第10号 竜王町敬老祝金条例**

**日程第11 議第11号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例**

**日程第12 議第12号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

**日程第13 議第13号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第10 議第10号から日程第13 議第13号までの4議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略し、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第10 議第10号から日程第13 議第13号までの4議案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 4 議第 1 4 号 竜王町町民グラウンドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第 1 4 議第 1 4 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 一括だというふうに思っておりましたので、一括のつもりで討論の準備をしておりましたので、1件1件発言・討論にしていくものではありませんけれども、議第 1 4 号、竜王町民グラウンドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をするところです。

私は、基本的には町がつくった施設の維持ですとか管理ですとか、そういったものについては、当然、町自身が進めていくべきものというふうに考えておりました、指定管理者制度というものそのものを、私自身は良しとしていない立場であります。

けれども、今回、この法のもとで今までのように委託をするという形がとれずに、直営か指定管理者か二者択一という中で、もし直営と決めてしまうと、今日まで竜王町内のいろいろな施設の中で、その施設管理を請け負ってきた団体に対して、その存在そのものをどうするのかということが問題になってくるという、別の問題が生じてくるのが、竜王町の中では具体的に出てきています。

そういうことも含めて考えていく中で、今回、今は 1 4 号だけありますけれども、提案されている条例の改正については、指定管理者制度そのものには反対ですけれども、基本的には直営であるべきという立場でありますけれども、個々のそれぞれの施設の特性ということも考えた結果、反対をしないということで賛成討論をしておきます。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 1 4 議第 1 4 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第 1 4 議第 1 4 号は原案

のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 15 議第 15 号 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例の一部を  
改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第 15 議第 15 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第 15 議第 15 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第 15 議第 15 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 16 議第 16 号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の
一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第 16 議第 16 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第 16 議第 16 号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 17 議第 17 号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第17 議第17号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第17 議第17号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第17 議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議第18号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第18 議第18号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第18 議第18号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第18 議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第19 議第19号 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第19 議第19号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第19 議第19号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第19 議第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議第20号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第20 議第20号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第20 議第20号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第20 議第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第21 議第21号 竜王町田園空間博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第21 議第21号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第21 議第21号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第21 議第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議第22号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第22 議第22号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第22 議第22号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第22 議第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第23 議第23号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例**

**日程第24 議第24号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第23 議第23号および日程第24 議第24号の2議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第23 議第23号および日程第24 議第24号の2議案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議第25号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中島正己） 日程第25 議第25号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第25 議第25号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第26 議第26号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第26 議第26号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第26 議第26号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第26 議第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 27 議第 27 号 平成 17 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
補正予算(第 3 号)**

○議長(中島正己) 日程第 27 議第 27 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 27 議第 27 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって日程第 27 議第 27 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 28 議第 28 号 平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)**

○議長(中島正己) 日程第 28 議第 28 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第 28 議第 28 号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 29 議第 29 号 平成 17 年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

○議長(中島正己) 日程第 29 議第 29 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第29 議第29号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第29 議第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第30 議第30号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第5号）**

○議長（中島正己） 日程第30 議第30号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第30 議第30号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第30 議第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議第31号 平成18年度竜王町一般会計予算

**日程第32 議第32号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算**

**日程第33 議第33号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算**

日程第34 議第34号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算

日程第35 議第35号 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第36 議第36号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計予算

日程第37 議第37号 平成18年度竜王町介護保険特別会計予算

**日程第38 議第38号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会
教育主事共同設置特別会計予算**

日程第39 議第39号 平成18年度竜王町水道事業会計予算

○議長（中島正己） 日程第31 議第31号から日程第39 議第39号までの9
議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、西議員。

○11番（西 隆） 議第31号、平成18年度竜王町一般会計予算についてお尋
ねいたします。

竜王町行政執行方針の中に、町長が「信頼と協働による開かれた行政運営を
図っていく」とうたわれております。また、その中の政策内容におきまして、「第
4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」、その中に「竜王町自
律推進計画により地域再生のまちづくりに町民皆さまと一丸となって進めてま
いりたいと考えております」と言われております。

この中に、一般会計予算の中に、「竜王町住民とともに協働して」ということを
今まで再三聞いているわけなんですけれども、予算にどのような反映をされてき
たのか、1点お尋ねいたしたいと思います。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま西議員さんから、まちづくりに向けて住民と
協働する、住民とともにまちづくりをしていくという観点から、予算等どのよう
に見ているかというご質問でございます。

これにつきましては、地域再生まちづくり懇談会等におきまして、また、これ
は一般会計の予算書の中でいきますと34ページでございますけれども、この中
で企画費の中で、特に竜王町地域再生まちづくり懇談会等におきまして、やはり
現在も進めておりますけれども、このことにつきまして住民の代表の方等にご意
見を伺いながら、また、行財政改革推進事業等におきましても、また自立推進委
員会におきましてという会議を持ちながら、そのまちづくりを進めております。

そういうようなところから、特に今年度におきましては当然、今考えておりま
すのは、住民の皆さま方と意見交換等をするべく、住民懇談会ならびにまた住民
フォーラム等につきましても予算を見ております。以上でございます。

○議長（中島正己） 西 隆議員。

○11番（西 隆） 今お答えいただきました。

私、この予算を見させていただく中において、実は一般質問をさせていただき

ますけれども、いわゆる通知文書とか広報等を、今回、区長便を使わずに各個人住民さん宛てに配布するということが予算の中に見られます。

このことは、やはり住民さんにも少しはお手伝いいただき、また行政のいろいろな情報の伝達、これぐらいはどちらかと言ったらやっていただきたい。これもやはりいろいろなところからの要望等でこういうふうにされたと思うのですけれども、少なくとも今までから面々といろいろな行政の方から出されたものを各家庭で順番に配っておりました。そういうこともすべてやはり、時代の流れと言えばそうかも知れませんが、せめてこのぐらいのことはやっていただいて、なぜこれをされたかということ、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） ただいま西議員さんから、区長便の廃止の件につきましてご質問をいただいております。

町の方もできることなら地域の方でという思いもあるわけですが、大変、町から発送させていただく文書量も非常に多くなってきているというようなことで、常々、区長さんからも「もう少し少なくならないか」というようなお話も聞かせていただいております、そう言いましてもなかなか減らすということが非常に難しい部分もあったわけですが。

そういう意味やら、そしてまた、非常に区長さんの仕事も、地域も含めまして業務も大変多くなってきているというようなことでございまして、今回、そういうようなことを区長さんの方とも相談させていただきまして、できるだけひとつ区長さんの任務を軽くさせていただいて、本来の業務に携わっていただけるというように、切り替えをさせていただきたいということでございまして、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 議第39号、平成18年度竜王町水道事業会計予算について質問をさせていただきます。

予算書の中に業務の予定量ということで、主要な工事、建設改良工事が提案されておるわけですが、説明の中では山之上南地区ということで説明があったわけですが、これは先行投資というようにも考えられます。金額にしまして1億4,000万円余りということでございまして、この内容についてお聞きいたしたいと思ひます。

パイプの大きさとか、延長とか、それから給水戸数はどれだけを考えておられ

るのか。その点についてもお聞きいたしたい。

それから、企業であれば先行投資という考え方になるかと思うのですけれども、企業から負担金をもらえるのかどうか。その点についてもお聞きいたしたいと思います。

それから、企業等が張りつくということになれば、下水道がついて回るわけですが、下水道も併行した形の中で実施されるのかどうか。その点についてもお聞きいたしたいと思います。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） ただいま川嶋議員さんから、議第39号についてのお問い合わせがありました件につきまして、お話し申し上げたいと思います。

私ども、今日、水道経営事業的には、竜王町を一円に持つての水道事業でございますので、全町に向かつての給水ということで考えておることはあったわけでございます。また、特に竜王町におきましては、山之上南地区というふうに申し出ておりますけれども、山之上の南部地区、俗に言う2番目、ダイハツの下辺りでございますが、そこにつきましては特に都市計画区域ということで、工業地域ということでございます。

地形から言いますと、非常に水道的には低い位置から高い位置への給水というような状況になります関係におきまして、給水についての検討ということで今日までできていたわけですが、近年の開発状況なり諸条件を勘案いたしますと、やはり竜王町の水道事業の中での給水区域という視点に再度立って、町のいろいろな方針も含めまして検討させていただきました結果、今日、39号で上程させていただきましたように、工事を予定したというものでございます。

そこへの給水につきましては、現実的に高さの関係もございまして、本管とのかわり合いもございまして、地先的には町道山之上綾戸線と中央通り線という交点付近から、都市計画区域でありますところの工業地域へ給水をいたしたいと思っております。詳しくコンサルに発注いたしまして検討はしていかなければならないというところでございますが、現状におきましては、口径につきまして200ミリ、またそういった条件の中から、延長につきましては約2キロ200メートルを予定いたしております。

それから、給水量ということでございますが、現状は工業地域ということでございます。民家的なものも、ある種の意味合いでは出るかもわかりませんし、いろいろな建築物が考えられます。私ども今日までの経過からだいたい予定量と

いたしまして、戸数ではなくて、今日、一日 400 トン当たりの検討で給水をしていかなければならないだろうというふうに考えております。

工事内容につきましてはそういうことをごさしまして、再度、工事負担金ということがございました。現実的にそこへの給水につきましては、多額の費用が発生します上におきまして、町での政策的な視点からのとらまえ方というようなことで、一般会計の方にもお話をさせてもらっております。今現在、予算的にはそういうことで、18年度予算ということで見込んでおりますけれども、先行投資分の工事負担金につきましては、今現在、本格的な詰めはできておりません。予算をおつけいただいた暁に内部的に、また水道事業は特別会計でございますので、一般会計の方とも協議しながら、工事負担金の扱いについて検討をしたいと思っております。

それから、続きまして水道を引いても下水道はどうなるのかというようなお話があったかと思えますけれども、とりもなおさず、下水道工事につきましては、今現在は工事にかかっておる場所がありますので、また、国なり県なりの指導によりますと、当然、民家が先に張りついているところが、まだ現在未供用でありますので、そちらを先に進めよというような指導もいただいております。そういった状況の中では、今の竜王町の方針も含めましての場所の施工につきましては、当然、今現在、大字七里なりその辺りの工事ということで取り組んでおりますので、どちらを先にいくかというようなことも考えていかなければならないわけでございますけれども、今日、18年度につきましては、国なりの認可等の関係がございますので、そのあたり協議しながら山之上南地区と言っていますところについての問題も整理していかなければならないというふうに思っております。

許される範囲の中で、そちらの方も工事を進めていきたいわけではございますが、今現在はと言いますと、特にライフラインと言いますと、水道が一番に今考えるところがあるわけでございます。次に下水と言ったら語弊があるわけでございますけれども、たちまち飲み水ということの中で給水をさせていただくつもりをいたしております。

また、そういった状況の中では、後年度におきましてポンプ場の建設だとか、そういうようなものもしていかなければならないと思っております。再度改めまして、水道を先にとりあえず工事させていただいて、下水も伴うように今後において検討していきたいと思っておりますので、以上よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 松村課長から詳しく答弁をいただいたわけですが、財政的な問題もあるわけですが、本年度については、町の一般会計から繰入されないように予算は出しておると思うのですけれども、1億4,000万円からのお金でございますので、どれだけ一般会計からの補てんがされるのかどうか。その点をお聞きしたいと思うのですけれども、お答えいただけたらありがたいと思います。

それから、水道だけやるということになれば、下水を次にやるのだということになれば、掘削とかそういうものについては二重投資になるのではないかと思うのです。水道そのものも認可変更が予算の中にあがっております。下水ともそういうことになるのではないかなとは思っているのですけれども、その点についてもやはり、二重投資にならないような形での投資ができないものか。その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） 財源的なものでございますが、とりあえず18年度におきましては起債を借りた中で工事を進めていきたいと思っております。それ以後の経済的な問題につきましては、後年度また財政当局との中で詰めていきたいと思っております。

それから、下水道の二重投資というような部分でございますが、今日まで進めてきました水道・下水道の進み具合から言いますと、とりあえず先に水道ということで取り組んでおりますので、よろしく願いいたしたいと思っておりますし、状況によりましての若干二重投資になる部分に関しましては、やむを得ないかなというふうに思う部分がございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 議第31号、平成18年度竜王町一般会計予算について質問させていただきます。

特に歳入の方で個人町民税等が今年度4億7,100万円、前年度に比べまして3,600万円の増になっております。これに関しましては、特に竜王町の若者等のニートの方々が減少されたのかなという思いを持っているのですけれども、そちらの方からこの個人町民税が入ってきたのかどうかということを質問させていただきます。

また、固定資産税等が毎年1,000万円ほど減になってきているのですけれども、

18年度に対しましては1,300万円増になっていると。この辺どのようなことで増になったのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

全体的に、また個人町民税・法人税等がこういう増になったと。また、固定資産税等が増になったということで、特に9,500万円ほどの増というのに対して、町民さんにどのような反映をされたのかということもお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 杼木住民税務課長。

○住民税務課長（杼木博子） ただいまの岡山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

平成18年度の一般会計の歳入予算の中で、個人町民税が大きく伸びているのはいか様な理由かというふうなご質問であったかと思いますが、これにつきましては、皆さま方ご承知いただいておりますように、定率減税が今までですと個人町民税におきましては15%あったわけですが、平成18年度からはそれが半減されるということで、7.5%になりますので、その影響が約2,800万円ぐらい出てくるのではないかと見込んでおります。

それから老年者控除の廃止、それから、老人の非課税措置がありましたけれども、そうしたものが一部廃止されましたので、予算にあげさせてもらっているような数字になったわけですが。

続きまして固定資産税でございますが、最近までの傾向ですと、先ほどおっしゃいましたように年々減少しているという現状であったわけですが、平成18年度におきましては、おかげさまで竜王町内にある大手企業さんの設備投資が大きかったということから、償却資産が大きく伸びましたことによりまして、こういった結果になったところでございます。

法人町民税におきましても、同じような理由から大手企業さんの景気がよかったということで、18年度につきましてもこういうふうな税収が見込まれるところでございます。以上でございます。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 岡山議員さんからご質問いただきました件につきまして、お答え申し上げたいと思います。

先ほどのご質問の中で、町民税や固定資産税の伸びた部分についての執行の部分で、どのように反映されたかというようなご質問でございますが、今議会の開会の冒頭に町長から執行方針を説明されたわけですが、7つの大綱を説明いただいたわけでございます。そういった7つの大綱の中で総合的に十分

に活用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑があるかと存じますが、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第31 議第31号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第32 議第32号から日程第39 議第39号までの8議案については、7人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第31 議第31号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第32 議第32号から日程第39 議第39号までの8議案については、7人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算第1特別委員会委員に、2番 川嶋哲也議員、3番 勝見幸弘議員、6番 圖司重夫議員、9番 辻川芳治議員、10番 岡山富男議員、13番中島正己を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に1番 寺島健一議員、4番 村井幸夫議員、5番 近藤重男議員、7番 若井敏子議員、8番 竹山兵司議員、17番 西 隆議員、12番 山田義明議員を指名いたします。

以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

この際申し上げます。午後2時35分まで暫時休憩いたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は301会

議室へ集合願います。この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

これをもって休憩といたします。

休憩 午後 2 時 1 5 分

再開 午後 2 時 3 5 分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第 1 特別委員会および予算第 2 特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際報告を申し上げます。

予算第 1 特別委員会委員長に川嶋哲也議員、同副委員長に勝見幸弘議員、予算第 2 特別委員会委員長に若井敏子議員、同副委員長に山田義明議員が、それぞれ選任されました。よろしくをお願いいたします。なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 4 0 議第 4 0 号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について

○議長（中島正己） 日程第 4 0 議第 4 0 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 4 0 議第 4 0 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第 4 0 議第 4 0 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 1 議第 4 1 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について

○議長（中島正己） 日程第 4 1 議第 4 1 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第41 議第41号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第41 議第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第42 議第42号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について**

○議長（中島正己） 日程第42 議第42号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第42 議第42号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第42 議第42号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時38分